

# 仕様書

## 1 業務名

令和8年度「沖縄黒糖販路拡大推進事業」にかかる業務委託

## 2 委託期間

契約締結の日から令和9年3月10日まで

## 3 事業の背景及び目的

沖縄県の含蜜糖生産地域では、平成23年産のさとうきびの大減産を踏まえ、生産対策等を実施した結果、近年、黒糖の生産が7～9千トン台で推移している。

一方、さとうきびの生産拡大に伴い、新たな需要開拓が必要であり、現行の流通体系と併存した新たな販路が求められている。

当業務の実施にあたっては、含蜜糖製造事業者及び関係団体と連携し、県内外での商談会、並びに商品開発補助事業にかかる審査会の実施や専門アドバイザーによる支援、製糖事業者等の経営診断など業務内容は多岐にわたる。

については、沖縄黒糖の販路拡大にかかる効果的な取組並びにその効果を確認し、より効果的な販売促進手法を確立するものである。

## 4 委託業務内容

以下の内容について業務を委託するが、業務の実施に当たっては、発注者の指示に基づき、沖縄県の関係部署や他団体が実施する県外関連事業等に関して情報収集を行い、効果的な連携を図ること。

### (1) 商談会の開催について

商談会については、黒糖の生産量・在庫量に応じて、原則県内外で複数回を予定すること。

商談会では、売り手として原則地元の製糖事業者（4社）及び沖縄県黒砂糖協同組合が参加し、買い手には、従来の流通業者及び取扱企業（以下、「取扱業者等」と言う。）とは異なる企業（業界）、若しくは取扱業者等で更なるサプライチェーン発掘を希望する者を対象に参加を呼びかけること。

併せて新規ユーザーを確保するため、沖縄黒糖のプロモーション商材の活用や効果的な情報発信を展開し、継続的な活動ができるようその仕組みを構築すること。

### (2) 商品開発補助事業にかかる審査会の実施及び採択者の支援について

ユーザーの商品開発の企画・検討段階において、製糖事業者等の意向も反映されるよう選定した専門アドバイザー等が加わり、黒糖の使用量が定量的に扱われ、また原材料表示においては量的表記がなされるなど、原産地の強みや付加価値を商品化に生かせるような審査会の実施及び採択者を支援すること。

### (3) 黒糖のPRイベントの開催について

これまで、沖縄県含みつ糖対策協議会では、毎年5月10日を「黒糖の日」とし、県では、令和7年度からはサプライチェーン関係者を集め情報を共有する「沖縄黒糖カンファレンス」沖縄黒糖需要拡大表彰を行っている。これらイベント等を通じ、消費拡大や販路拡大に取り組んできたが、更なる黒糖消費を促す効果的なPRイベント等

の継続が必要である。

黒糖の PR イベント等については、「黒糖の日」を皮切りに「沖縄黒糖カンファレンス」の開催に加え、県内外それぞれ1回以上の開催を予定し、周年を通した一貫性のある手法により黒糖の消費拡大・販路拡大につながるよう取り組むこと。

#### (4) 製糖事業者等の経営診断について

製糖事業者等の過去数年の貸借対照表や損益計算書、決算報告書等を基に、経費の内訳が経営に及ぼしている影響を調査・分析することで経営改善を行い、自社の経営力・営業力を充実させ黒糖の販路拡大に繋がるよう、経営診断を実施すること。

実施に当たっては、決算報告書等の資料の調査とともに現地調査による検討を行い、必要に応じて中小企業診断士や公認会計士等の助言を受け、経営改善策を提言すること。

なお、診断で取得した情報、診断結果及び経営改善策は、各受診事業者及び県のみで活用し、受託者は他目的では一切使用しないこと。

#### (5) 各取組の効果測定について

上記(1)～(3)の取組について、商談会参加者の満足度やニーズ分析を行い、沖縄黒糖のブランド力向上に向け効果的なデータをフィードバックすること。

#### (6) 事業報告書の提出

ア 業務終了の日までに、印刷製本された事業報告書（カラー印刷、A4版）を20部提出すること。

イ 上記報告書を記録した電子記録媒体を1部提出すること。

ウ 「(4) 製糖事業者等の経営診断について」については、事業報告書には概要・実施数等のみを記載し、診断内容・結果等については「取扱注意」「担当課限り」「複写・転記厳禁」を印字のうえ別冊で5部提出すること。

### 5 提出書類

#### (1) 委託上限

提案にあたっては、総額 19,172 千円以内（消費税及び地方消費税を含む※10%）の範囲で見積もること（この金額は、企画提案のために設定した額であり、実際の契約金額とは異なる。）。

#### (2) 事業見積書

見積書（概算見積書）を提出すること。

#### (3) 企画提案書

実施する委託業務内容にかかる企画提案書を提出すること。

#### (4) 積算の費目は、次のとおりとする。

ア 人件費（企画・運営等）

イ 報償費（外部専門アドバイザーの謝金等）

ウ 旅費

エ 消耗品費

- オ 印刷製本費（報告書 20 部、別冊 5 部）
- カ 通信運搬費（輸送経費等）
- キ 外注費（作業委託等）
- ク 使用料（会場借料等）
- ケ 一般管理費（人件費＋事業費－再委託費の 10%以内）
- コ 消費税

※積算見積書の内訳には、各項の単価、回数、人数等を記載すること。

## 6 業務の再委託

### (1) 一括再委託の禁止

契約の全部の履行を一括又は分割して第三者に委任し、又は請け負わせることはできない。また、契約の主たる部分については、その履行を第三者に委任し、又は請け負わせることができない。ただし、これにより難い特別な事情があるものとしてあらかじめ県が書面で認める場合は、これと異なる取扱いをすることがある。

上記(1)にて定める「契約の主たる部分」とは次のとおりとする。

- ア 契約金額の 50%を超える業務
- イ 企画判断、管理運営、指導監督、確定検査などの統括的かつ根本的な業務

### (2) 再委託の相手方の制限

本契約の公募参加者であった者に契約の履行を委任し、又は請け負わせることはできない。また、指名停止措置を受けている者、暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に契約の履行を委任し、又は請け負わせることはできない。

### (3) 再委託の承認

契約の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ書面による県の承認を得なければならない。ただし、次に定める「その他、簡易な業務」を第三者に委任し、又は請け負わせるときは、この限りではない。

- ア 資料の収集・整理
- イ 複写・印刷・製本
- ウ 原稿・データの入力及び集計
- エ その他、上記以外に容易かつ簡易な業務がある場合に、県と別途協議を行った業務

## 7 知的財産権の取扱い

委託業務により生じた著作権等の知的財産権は、原則として委託元である沖縄県に帰属する。

## 8 その他の留意事項

- (1) 受託者は、業務遂行にあたって、委託者や関係団体と緊密な連携をもって行わなければならない。
- (2) この仕様書に定めのない事項、又は疑義が生じた場合は、委託者と受託者の双方が協議して定めるものとする。

- (3) 本仕様書に記載の業務内容は、企画提案のために設定したものであり、実際の委託契約の仕様書とは異なる場合も想定される。また、実施段階においても諸事情により変更することがある。
  
- (4) 企画提案書は、審査会で採択された場合においても、提案のあった内容をすべて実施することを保証するものではない。